

第4編 様式集

- ・「工事監理報告書・工事施工状況報告書等」指示書
- ・工事監理報告書
- ・コンクリート工事施工計画報告書
- ・コンクリート打込計画表
- ・コンクリート工事施工結果報告書
- ・コンクリート打込結果表
- ・鉄骨工事施工状況報告書

提出時期凡例

- ① 中間検査(基礎工事に関する特定工程)申請時
② 中間検査(建方工事に関する特定工程)申請時

- ③ 完了検査申請時
* 個別に完了検査申請時の資料が必要です。詳しくは特定行政手帳にご相談下さい。

次の〇印のあるものは、検査対象となりますので、所定の時期に検査の申請を行って下さい。

① 中間検査(基礎工事に関する特定工程)基礎の配筋工事

② 中間検査(建方工事に関する特定工程)

構造

木造	特裏 定面 工參 程照 は
鉄筋コンクリート造	
鉄骨造	
鉄骨鉄筋コンクリート造	
その他の構造	

前各項の構造の区分のうち2以上の構造の区分にわたる構造

③ 完了検査

工事監理報告書		
次の〇印のものを提出して下さい。		
提出時期	ただし、区分がBのものについては提示に変えることができます。 A…提出するもの B…提出又は提示するもの	
①	表紙	A
②	様式1(共通)	A
③	様式2(基礎配筋)	A
—	様式3(木造・軸組工法)	A
—	様式4(木造・枠組壁工法)	A
—	様式5(鉄筋コンクリート造)	A
—	様式6(鉄骨)	A
—	様式7(シックハウス内装関係) ○内装仕上げに用いた建築材料の種類、種別、数量及び 表面積を示すもの……参考様式 1	A B
—	○各階の主要な居室の床、壁、天井、建具及び二次製品について ・内装仕上げ表…………参考様式 2 ・材料の写真又は納品伝票及び品質証明書 ・気密層又は通気止めの施工写真 (気密層又は通気止めを天井裏等で使用している場合)	B
—	様式8(防火区画等)	A
—	様式9(バリアフリー関係)	A
—	様式10(詳細報告)………上記様式で記載できない項目がある場合	A
—	様式11(各種資料チェックリスト)………構造関係	A

設備関係		
提出時期	次の〇印の報告書を建築基準法及び所管特定行政手帳規則又は細則等に による建築設備に関する工事監理報告書様式により提出して下さい。	
③	建築設備工事監理報告書	A
	様式1 表紙	A
	様式2、3 機械換気設備	A
	様式4 感知器と連動して閉鎖する防火設備	A
	様式5-1、5-2、6 排煙設備(自然・機械・押出し)	A
	様式7 非常用照明装置	A
	様式8 給水、排水その他の配管設備	A
	様式9-1、9-2 避雷設備	A
	様式10 ガス設備(3階以上の共同住宅のみ)	A
	様式11 シックハウス対策用換気設備	A
	合併処理浄化槽の施工状況報告書	A

提出時期	次の〇印の報告書を提出することにより、上記の建築設備工事監理報告書 (様式1~11)に代えることができます。※原則戸建て住宅に限る P1、P2、P3いずれかチェックの入ったものについて提出してください。	
	建築設備工事監理報告書(簡易版) <input type="checkbox"/> P1 <input type="checkbox"/> P2 <input type="checkbox"/> P3	

提出時期	次の〇印の報告書を建築基準法及び所管特定行政手帳規則又は細則等に による省エネ基準に関する工事監理報告書様式により提出して下さい。	
③	省エネ基準工事監理報告書 <input type="checkbox"/> 標準入力法 <input type="checkbox"/> モデル建物法 <input type="checkbox"/> その他	

その他		
提出時期	次の〇印のものを提出して下さい。	
① ② ③	ただし、区分がBのものについては提示に変えることができます。 A…提出するもの B…提出又は提示するもの	
—	(1). 鉄骨の耐火被覆等で見え隠れになる部分の施工写真	B
—	(2). 中間検査工事写真(シックハウス対策関係) (検査時に内装材の種別を確認できる場合は不要)	B
—	(3). 住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備 住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の 規格を定める省令(平成17年1月25日 総務省令第11号)に 定める構造及び機能であることを証明する資料等	B
—	(4). 既存部分の石綿等を措置した場合 除去…工事写真等 囲い込み・封じ込み…工事写真等 (認定品以外の飛散防止剤を使用した場合は、その性能を証明する資料)	B
—	(5). 令第39条第3項に規定する特定天井 特定天井の構造写真(吊り長さ寸法、クリアランス寸法、斜め部材、 吊り材、斜め部材の配置等が確認できる写真) 使用材料の仕様・品質を示す資料	B

コンクリート工事に関する取扱要領

下記枠内の〇印については、大阪府内建築行政連絡協議会制定の
「コンクリート工事に関する取扱要領」の適用を否否欄ですので確認下さい。
適用物件の内容については「コンクリート工事に関する取扱要領」及び解説を参照して下さい。

本申請は、コンクリート工事に関する取扱要領の適用は受けません。
本申請は、コンクリート工事に関する取扱要領適用物件です。

構造関係

当該工事着手前に次の〇印のものを提出して下さい。

地盤調査報告書

コンクリート工事施工計画報告書・コンクリート打込計画表

次の〇印のものを提出して下さい。

提出時期	ただし、区分がBのものについては提示に変えることができます。 A…提出するもの B…提出又は提示するもの	区分
① ② ③	(1). 地盤調査報告書 (2). 地盤改良施工報告書及び地盤改良品質検査結果報告書 (3). 抗耐力試験報告書及び杭施工報告書 (4). 骨材試験報告書(空乾密度、吸水率、粒度試験) ※1 (5). コンクリート配合報告書(コンクリート配合計画書) (6). フレッシュコンクリートのスラブ・空気量・単位容積質量・温度・塩化物量試験報告書 (注)コンクリート打設日ごとかつ打込み量が150mごとに必要です。 (7). 硬化したコンクリートの塩化物量試験報告書(採取現場写真) ※3	B
—	(7). コンクリート圧縮強度試験報告書 ※4 「左記の構造体部分(基礎、各階、合成スラブ等)の圧縮強度試験成績書」 (注)供試体は、原則、現場水中養生又は (注)標準養生(水中又は飽和蒸気中で行うものに限る。)とする。 (注)コンクリート打設日ごとかつ打込み量が150mごとに必要です。 (7). コンクリート圧縮強度試験報告書(採取現場写真) ※4	B
—	(8). コンクリート工事施工結果報告書 (9). コンクリート打込結果表 (10). 鉄筋強度試験報告書 ※5 (11). PC鋼棒・PC鋼線及びPC鋼より線強度試験報告書 ※5 (12). 鋼材強度試験報告書 ※5 (13). ボルト類強度試験報告書 ※5 (14). 高力ナット締付け検査報告書 (15). 溶接部非破壊試験報告書 ※5 (16). 溶接部強度試験報告書 ※5 ((15)の報告書により省略可) (17). 鉄筋継手部試験報告書 (圧接部強度試験報告書等) (17). (超音波探傷試験 ※5) (引張試験 ※5)	B
—	(18). 鉄骨工事施工状況報告書 (19). 使用金物一覧表 (20). 鋼材の品質証明書(写し) ((10)~(13)の報告書の代用可) (21). 鋼材の流通経路を示す書類 (22). (23). 工事写真 (23). 工程ごとの写真(特に見え隠れ部分、鉄骨工事の場合は (23). 開先等鉄骨加工工場での工事も含む) (24). 法第7条の5の適用を受けようとする場合は、屋根の小屋組、 (24). 構造耐力上主要な軸組、耐力壁、基礎の配筋の工事終了時の写真	A

*の報告書に関する試験は大阪府内建築行政連絡協議会が定める試験機関で行って下さい。

また、※2の試験を行う場合は、※1と同一試験所で行って下さい。

試験項目	試験所名
※1~※4	(平成31年4月1日現在) ○一般財団法人 日本建築総合試験所 試験研究センター 本部 材料部 (06-6872-0391) ○一般財団法人 日本品質保証機構 関西試験センター (072-966-7209)
※1,※4	○株式会社サンゼン 技術センター(06-4868-8061)
※4	○一般財団法人 日本建築総合試験所 試験研究センター 材料部 堺 試験室(072-244-3912) 京都 試験室(075-622-0713) ○関西コンクリート試験センター株式会社 (072-920-3288) ○株式会社 松本商事 松本コンクリート技術事務所 (06-6481-5299) ○株式会社ビース 材料試験部 (072-887-0505) ○有限会社ヒカリ 材料試験部(072-240-5900) ○株式会社 オーテック試験センター(06-6475-3400) ○株式会社 エス・オーピー コンクリート試験所 (072-256-4172)
※5	第三者機関

その他の注意事項

※裏面に注意事項があります。必ずお読み下さい。

注意事項

(一般事項)

- 建築主は、確認申請の必要な建築物、工作物を建築、築造する際は、工事監理者を選定しなければなりません。
 - 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、石造、れんが造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造……延べ面積が30m²を超えるもの等。
 - その他構造……延べ面積が100m²を超えるもの、又は階数3以上のもの。
 - 住宅で延べ面積が50m²以上
- 建築主は、工事監理者又は工事施工者を選定(変更)したときは、その資格、住所、氏名、登録番号等をすみやかに届け出て下さい。
- 工事の施工者は、工事期間中工事現場の見易い場所に「建築基準法による確認済」の表示をして下さい。
(様式は建築基準法施行規則別記第68号様式による)
- 建築主は、中間検査の対象となる建築物の特定工程にかかる工事を終えたときは、その日から4日以内に建築主事・指定確認検査機関に到達するように中間検査申請書を提出して下さい。
- 建築主は、工事が完了したときは完了した日から4日以内に建築主事・指定確認検査機関に到達するように完了検査申請書を提出して下さい。

(中間検査の申請について)

- 中間検査の対象となる建築物については、所管特定行政庁規則又は細則を参照して下さい。
- 中間検査の申請にあたっては次の点に十分留意して下さい。
 - (1) 計画の変更をして建築しようとする場合は、事前に計画変更申請等必要な手続きを行い、確認済証の交付を受ける等の処理を完了しておいて下さい。その処理が完了し検査に合格しなければ、特定工程後の工程に着手できず、工事を中断することになりますのでご注意下さい。
 - (2) 中間検査の実施日については、所管の建築主事又は指定確認検査機関と十分調整しておいて下さい。
 - (3) 本特定工程以外に建築主事又は指定確認検査機関による報告を求められているときは、その報告を行って下さい。
 - (4) 特定工程は次のとおりです。

① 基礎工事に関する特定工程

項	特 定 工 程
1	基礎の配筋工事

② 建方工事に関する特定工程

項	構 造	特 定 工 程
1	木造	屋根の小屋組の工事
2	鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはり(平屋については、屋根床版)の配筋工事 (配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取付け工事)
3	鉄骨造	2階の床版の取付け工事(平屋については、建方工事)
4	鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床の配筋工事
5	その他の構造	屋根の工事
6	前各項の構造の区分のうち2以上の構造の区分 にわたる構造	該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事 (主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事)

(中間検査合格証の交付等について)

- 中間検査に合格した場合は、「中間検査合格証」をお渡しますので受領下さい。なお中間検査に合格することにより特定工程後の工程に係る工事を施工することができます。
- 中間検査日から1ヶ月以内に必要な是正等が行われず適法であると認められない場合は、建築主事等により建築主の方へ「中間検査合格証を交付できない旨の通知」により中間検査不合格の通知をします。
なお、適法であると認められない場合として、以下のようない例が多く見られますのでご注意下さい。
 - (1) 確認済証交付時に求められた各種試験報告書の提出や工事写真等の報告が行わぬとき。
 - (2) 中間検査時に指示された各種試験報告書の提出や是正工事等の報告が行わぬとき。
- 上記(2)の是正後、現場の手直しや添付書類の整理をした上で、再度中間検査の申請を行って下さい。(申請手数料は、再度必要です。)
- 中間検査に合格せず、特定工程後の工程に係る工事を着手した場合は、建築基準法第7条の3の規定に違反することとなるため、建築基準法及び建築士法に基づく処分の対象となる場合がありますのでご注意下さい。

(コンクリート工事に関する取扱要領について)

- 以下に該当する工事については大阪府内建築行政連絡協議会制定の「コンクリート工事に関する取扱要領」が適用されます。
 - (1) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物で階数が3以上又は延べ面積が500m²を超えるもの。
 - (2) その他、特に必要と認めて指定するもの。
- 「コンクリート工事に関する取扱要領」が適用される建築物の工事監理又は工事施工に当たられる方は、以下に注意して下さい。
 - ① 現場で工事監理又は、施工管理を行う方は、定められた研修を修了した方でなければなりません。
 - ② コンクリートポンプの圧送従事者は、定められた研修を修了した方、又は所定の技能検定試験「コンクリート圧送施工」に合格した人が当たる。
 - ③ 骨材及びコンクリートに関する定められた試験を登録試験所で行って下さい。
 - 試験用骨材の採取に際しては、工事監理者が立会う。但し、登録試験所が採取する場合を除く。
 - 供試体は原則、現場水中養生を行う。
 - 塩化物量の測定は、工事現場で打込み前のフレッシュコンクリートについて(一財)国土技術研究センターの技術評価を受けた塩化物量測定器を用いて行う。

(シックハウス対策に関する検査時の提出書類について)

建築基準法の一部改正により平成15年7月1日以降に着手する建築物は、新たにシックハウス対策に関する対応が義務付けられました。本建築確認申請の中で明記されたシックハウス対策に関する項目は各自現場で遵守すると共に、中間検査及び完了検査(以下、「検査」)の受検時において新たにシックハウスに関する項目が検査の対象となります。つきましては、表面の関係書類を検査の申請書と併せて所管の建築主事あるいは指定確認検査機関に提出して下さい。なお、検査申請及び受検に際しては以下の点に十分留意して下さい。

- 建築物の一部を変更する場合は変更の規模に関わらず事前に確認審査窓口に相談して下さい。検査時に内装材等が建築確認申請書と異なる場合、中間検査時にあっては特定工程後の工程に影響が生じる場合がありますのでご注意下さい。
- 検査の実施日については建築主事又は指定確認検査機関と十分調整して下さい。
- 特定工程に応じて表面の関係書類が追加されます。

【問合せ先】 大阪府住宅まちづくり部建築指導室審査指導課確認・検査グループ

TEL 06-6210-9724 FAX 06-6210-9719 Email kenchikushido-g06@sbox.pref.osaka.lg.jp

工事監理報告書

年 月 日

建築主事様

建築基準法及び関係法令に適合するように施工されたことを確認しましたので報告します。

この報告書に記載の事項は事実に相違ありません。

工事監理者

工事施工者

工事現場管理者

確 認	年 月 日 第 号		
建 築 主 (築 造 主)			
工 事 名 称			
敷 地 の 地 名 地 番			
設 計 者 資 格 住 所 氏 名	()級建築士()登録 第 号 電話		
工 事 監 理 者 住 所 氏 名	()級建築士()登録 第 号 電話		
工 事 施 工 者 住 所 氏 名	建設業の許可(大臣・知事) 第 号 電話		
工 事 期 間	平成〇〇年〇月〇日 ~ 平成〇〇年〇〇月〇〇日		
建築物 (工作物) 概要	工事種別	新築・増築・改築など 記載する	用 途 (工作物の種類)
	構 造	造	延 ベ 面 積 m ²
	階 数	地上 階 / 地下 階	軒 高 (工作物の高さ) m
報告様式 (該当するもの を○で囲む)	1	共通	7 シックハウス内装関係
	2	基礎配筋	8 防火区画等関係
	3	木造・軸組工法	9 バリアフリー関係
	4	木造・枠組壁工法	10 詳細報告
	5	鉄筋コンクリート造	11 各種資料チェックリスト
	6	鉄骨造	
右記に該当する場合、 ○を記入	法7条5適用の場合、申請書第四面の提出に より様式1から11省略(中間検査に限る)		法7条の5の適用に必要な工事写真

工事監理報告書(共通)

項目	月日	確認方法	結果	不具合箇所の処理状況	備考
確認の表示					
敷地の形状等	敷地境界等				
	すみ切り				
	擁壁設置の許認可の有無				
	道路との接続				
	道路境界線等				
配置等	敷地境界線と外壁の距離				
建物の高さ	設計GL及び現地設計GL				
	建物の高さ(斜線制限)				
造主要部等構	耐火、防火性能 その他				
内装	仕上材の種類 仕上げの状況				
開口部	寸法、形状 建具の種類				
建築設備	自然換気設備				
	給排水設備				
	電気設備				
備考	1 月日欄には、項目の確認を実施した月日を記入する。 2 確認方法欄には、「立会目視」(A)、「立会採寸」(B)、「施工報告」(C)、「写真」(D)、「その他」(E)のいずれかの方法を記入する。 3 結果欄には、「適」「不適」を記入する。				

【各種材料試験及び検査結果一覧】

材料	試験項目	部位	試験又は検査実施者	結果	備考
コンクリート	骨材試験				
	コンクリートの配合				
	コンクリートの圧縮強度(1週)				
	コンクリートの圧縮強度(4週)				
	コンクリートの施工				
鉄筋	強度試験				
	施工				
	圧接部強度試験				
	溶接又は圧接部の内部欠陥検査				

※部位(各工程)ごとに作成すること。ただし、記入できない場合は別途作成してください。

工事監理報告書(基礎配筋)

項目	確認事項	月日	確認方法	結果	不具合部分の処理方法	備考
地盤	地盤状況(地盤調査の要否)					
直接基礎	形状及び寸法					
	根入深さ					
	支持地盤の状態(乱されていないこと)					
	支持地盤の確認(地盤調査との照合)					
杭基礎 (杭頭処理)	形状及び寸法					
	杭鉄筋の種別、径、本数、間隔					
	杭芯ずれの有無					
	杭鉄筋の定着					
	杭頭破壊、損傷の有無					
	杭頭レベル					
	支持層の確認(地盤調査との照合)					
ベース配筋	鉄筋の径、間隔					
	鉄筋の定着					
	鉄筋のかぶり厚さ					
	杭基礎のフーチング立ち上がり筋					
基礎梁 配筋等	形状及び寸法		/	/		
	・スラブ厚さ		/	/		
	・基礎梁の幅、せい		/	/		
	主筋の種別、径、本数、間隔		/	/		
	主筋の定着		/	/		
	スリーブ、ハンチ、増し打ちの補強		/	/		
	あばら筋の径、本数、間隔		/	/		
	あばら筋の加工		/	/		
	幅止め筋、腹筋の本数、位置		/	/		
	鉄筋のかぶり厚さ		/	/		
	柱主筋及び帯筋の種別、径、本数、間隔		/	/		
	結束筋の状況		/	/		
	地下壁		/	/		
その他	ガス圧接技量資格者の確認					
	ガス圧接継手位置、形状の確認					
	ガス圧接継手の強度確認					
	型枠、せき板、支保工、金物等の確認					
	型枠、支柱及び金物の締め付け、					
	清掃の確認					
備考	1. 月日欄には、項目の確認を実施した月日を記入する。 2. 確認方法欄には、「立会目視」(A)、「立会採寸」(B)、「施工報告」(C)、「写真」(D)、「その他」(E)のいずれかの方法を記入する。 3. 結果欄には、「適」、「不適」を記入する。					

工事監理報告書(木造・軸組工法)

項目	確認事項	月日	確認方法	結果	不具合部分の処理方法	備考
地盤	敷地地盤の状態(地盤調査の要否)					
基礎形状	種類(布、ベタ、その他)					
	立ち上がり					
土台	材質、断面寸法:柱寸法以上					
火打土台	45mm×90mm以上又は鋼製火打					
基礎と土台との緊結(アンカーボルト)	径(Φ12mm以上座金付)、間隔					
	施工状況(埋め込み長さ:250mm以上)					
柱と基礎(土台)との緊結(ホールダウン金物)	緊結方法 ホールダウン用アンカーボルト 座金付ボルト(M16W)					
	位置及び施工状況(埋め込み長さ等)					
床組	床高さ(1階):GL+45cm					
	床下換気口(300cm ² 、1ヵ所/5m)					
	床下の防湿(60mm以上の土間コン打等)					
	防腐・防蟻措置(GL+1m以内)					
	剛な床組(2階床、3階床)					
	床板又は床下地板(材質、緊結方法等)					
柱・梁(胴差)	材質、配置、断面寸法					
	接合部・補強金物					
	防腐・防蟻措置					
耐力壁	材質、配置(申請図書との照合)					
	面材の張り方(種類、釘ピッチ・長さ)					
	筋かい(形状、緊結方法等)					
	ホールダウン金物の位置及び施工状況					
小屋組	材質、配置(申請図書との照合)					
	小屋火打梁、小屋筋かい及び桁行筋かい					
	軒(たるきと軒桁はくら金物で緊結)					
	たるき(棟木・母屋への緊結方法を考慮)					
	棟木・母屋(棟木は母屋の断面以上)					
	小屋束(公庫仕様:断面90mm×90mm以上)					
備考	1. 月日欄には、項目の確認を実施した月日を記入する。 2. 確認方法欄には、「立会目視」(A)、「立会採寸」(B)、「施工報告」(C)、「写真」(D)、「その他」(E)のいずれかの方法を記入する。 3. 結果欄には、「適」「不適」を記入する。					

工事監理報告書(木造・枠組壁工法)

項目	確認事項	月日	確認方法	結果	不具合部分の処理方法	備考
地盤	敷地地盤の状態(地盤調査の要否)					
基礎形状	種類(布、ベタ、その他)					
	立ち上がり					
土台	寸法の制限、耐力壁下部に設置					
基礎と土台との緊結(アンカーボルト)	階数3: φ12mm以上、長さ35cm以上					
	間隔: 2m以下					
	階数3: 開口部のたて枠から15cm以内					
床組	床根太寸法の制限					
	床根太支点間距離及び間隔の制限					
	開口部: 同寸以上の床根太で補強					
	耐力壁直下の床根太: 原則補強					
	床材に使用する材料の厚さの制限					
耐力壁	床根太と土台、頭つなぎの釘打ち状況					
	下枠、たて枠、上枠の寸法					
	たて枠の欠き込みと穴あけの状況					
	面材の張り方(種類、釘ピッチ・長さ)					
	耐力壁線相互の間隔、水平面積の制限					
	外壁の耐力壁線相互の交差部					
	隅角部、交差部: 各々3本以上のたて枠					
	たて枠と直下の床枠組との緊結方法					
	耐力壁相互の緊結方法					
小屋組	開口部の幅の制限					
	ホールダウン金物の位置の施工状況					
	たるき、天井根太の寸法の制限					
	たるき間隔及び屋根下地の厚さの制限					
その他	たるき及びトラスと上枠等との緊結方法					
	屋根又は外壁の開口部の制限					
その他	防腐・防蟻措置(GL+1m以下の部分等)					
備考	1. 月日欄には、項目の確認を実施した月日を記入する。 2. 確認方法欄には、「立会目視」(A)、「立会採寸」(B)、「施工報告」(C)、「写真」(D)、「その他」(E)のいずれかの方法を記入する。 3. 結果欄には、「適」「不適」を記入する。					

工事監理報告書(鉄筋コンクリート造)

項目	確認事項	月日	確認方法	結果	不具合部分の処理方法	備考
柱	(1) 形状及び寸法					
	(2) 柱主筋の種別、径、本数、間隔					
	(3) 柱主筋の出隅					
	(4) 柱主筋の定着					
	(5) 柱主筋の絞り加工の処理					
	(6) 帯筋の径、本数、間隔					
	(7) 帯筋の加工					
	(8) 高層RCの帯筋の溶接					
梁	(1) 形状及び寸法					
	(2) 梁主筋の種別、径、本数、間隔					
	(3) 梁主筋の出隅					
	(4) 梁主筋の定着					
	(5) スリーブ、ハンチ、増し打ちの補強					
	(6) あら筋の径、本数、間隔					
	(7) あら筋の加工					
	(8) 幅止め筋、腹筋の本数、位置					
	(9) 交差部のあら筋					
	(10) 高層RCのあら筋の溶接					
床	(1) 形状及び寸法					
	(2) スラブ主筋方向、位置					
	(3) スラブ筋の径、間隔					
	(4) 床段差部の処理					
	(5) スラブ筋の定着					
	(6) 開口部の補強					
	(7) 設備配管完了後の状態					
壁	(1) 形状及び寸法					
	(2) 縦筋及び横筋の径、間隔					
	(3) 壁筋の定着					
	(4) 開口部の補強					
	(5) 垂れ壁の配筋状態					
ガス圧接	(1) 技量資格者の確認					
	(2) 継手位置、形状の確認					
	(3) 継手強度確認(圧接部強度試験)					
型枠及び既存打設部分	(1) 型枠、支柱及び金物の締め付け、清掃の確認					
	(2) 型枠支柱の存置期間の確認					
	(3) コンクリート打ち込み後の養生確認					
その他	(1) 鉄筋のかぶり厚さ					
	(2) 重ね継手の長さ、位置					
	(3) 増し打ちの補強					
	(4) 構造スリットの位置、形状					
	(5) 打ち継ぎ面の処理					
	(6) 階段主筋の受け筋					
	(7) 結束筋の位置					
備考	1. 月日欄には、項目の確認を実施した月日を記入する。 2. 確認方法欄には、「立会目視」(A)、「立会採寸」(B)、「施工報告」(C)、「写真」(D)、「その他」(E)のいずれかの方法を記入する。 3. 結果欄には、「適」「不適」を記入する。					

【様式6】

工事監理報告書(鉄骨造)

項目	確認事項	月日	確認方法	結果	不具合部分の処理方法	備考
柱脚部	(1) アンカーボルトの径、本数、位置 歪み、ナット締め付け					
	(2) ベースプレートの据え付け					
	(3) 根巻鉄筋					
	(4) コンクリート投入孔					
	(5) 認定柱脚					
接合部	(1) 繰手部の状況 ・ボルトの径、本数、余長 ・繰手の位置、形状 ・密着状態					
	(2) パネルゾーンの状況					
	(3) 小梁、片持梁、階段部等					
鉄骨	(1) 各部材の形状、寸法 〃 配置 〃 材質					
	(2) 溶接欠陥の有無					
	(3) カバープレート、プレース等の取付け スカラップの有無					
	(4) スリーブの位置 〃 大きさ 〃 補強					
床版	(1) 床の仕様					
	(2) 床プレース:材質、寸法等の確認					
	(3) デッキプレート床方向 焼き抜きせん溶接の状態 配筋状況、方向確認					
	(4) 大臣認定床					
	(5) スタッドボルト:寸法、ピッチの確認					
備考	1. 月日欄には、項目の確認を実施した月日を記入する。 2. 確認方法欄には、「立会目視」(A)、「立会採寸」(B)、「施工報告」(C)、「写真」(D)、「その他」(E)のいずれかの方法を記入する。 3. 結果欄には、「適」、「不適」を記入する。					

試験・検査項目	部位	試験又は検査実施者	結果	備考
鋼材強度試験				
ボルト類等強度試験				
溶接部強度試験				
溶接部非破壊検査				

工事監理報告書(シックハウス内装関係)

項目	月日	確認方法	結果	不具合箇所の処理状況	備考
居室部 分 使用建築材料の種別	平面図の区分				
	居室の大きさ				
	床				
	壁				
	天井				
	床下				
	天井裏				
	小屋裏				
	造り付家具				
	階段				
使用建築材料の面積	建具				
	点検口				
	床				
	壁				
	天井				
	床下				
	天井裏				
	小屋裏				
	造り付家具				
	階段				
天井裏等の確認 (気密層又は通気止めを使用の場合は、写真を提出)	建具				
	点検口				
	床下				
	天井裏				
	小屋裏				
	物置				
防蟻材	ウォークインクローゼット				
	その他				
	床下				
添付図書 報告資料	柱				
	壁				
	使用建築材料表			(有・無)	
	写真(材料の種別が判断できるもの)			(有・無)	
報告資料	納品伝票			(有・無)	
	品質証明書			(有・無)	
備考	1. 月日欄には、項目の確認を実施した月日を記入する。 2. 確認方法欄には、「立会目視」(A)、「立会採寸」(B)、「施工報告」(C)、「写真」(D)、「その他」(E)のいずれかの方法を記入する。 3. 結果欄には、「適」、「不適」を記入する。				

工事監理報告書(防火区画等)

項目		月日	確認方法	結果	不具合箇所の処理状況	備考
防火区画等の見え隠れ部分	たて穴区画	階段				
		吹き抜け				
		EV昇降路				
		PS				
	面積区画					
	異種用途区画					
	その他の区画	高層区画				
		界壁				
		防火間仕切壁				
防火区画等貫通部分充填	たて穴区画	階段				
		吹き抜け				
		EV昇降路				
		PS				
	面積区画					
	異種用途区画					
	その他の区画	高層区画				
		界壁				
		防火間仕切壁				
	芯出し穴等の充填					
防火設備の仕様						
防火戸取付部分の充填						
備考		1. 月日欄には、項目の確認を実施した月日を記入する。 2. 確認方法欄には、「立会目視」(A)、「立会採寸」(B)、「施工報告」(C)、「写真」(D)、「その他」(E)のいずれかの方法を記入する。 3. 結果欄には、「適」、「不適」を記入する。				

※ 工事写真については、見え隠れ部分、区画貫通処理部分を重点的に添付すること。

※ 防火区画等の部分を明確にした図面を添付すること。

参考

図面の作成について

各階平面図は、防火区画等の位置を色別表示(下表の表示例参照)してください。

なお、平面図はA4サイズを原則とし、必ず通り芯を明記してください。

表示	色	区画の種類
	黄	たて穴区画
	赤	面積区画
	緑	異種用途区画
	青	その他区画

防火区画等の種類

	対象建築物	区画面積等	区画の方法	法令
たて穴区画	主要構造部が準耐火構造、耐火構造で地階又は3階以上の階に居室のある建築物	メゾネット住戸、吹抜き、階段、エレベーター昇降路、ダクトスペース等のたて穴を形成する部分の周囲を区画	準耐火構造、耐火構造の床・壁・特定防火設備・防火設備	令112条9項
面積区画	耐火建築物	1,500m ² 以内	耐火構造の床・壁・特定防火設備	令112条1項
準耐火建築物	イ 法27条2項、法62条1項による場合	一般 1,500m ² 以内	準耐火構造、耐火構造の床・壁・特定防火設備	同上
		500m ² 以内	同上	令112条2項
準耐火建築物	ロ 法27条2項、法62条1項による場合	防火上主要な間仕切壁	耐火構造・準耐火構造・防火構造(小屋裏又は天井裏に達しめる)	令112条1項
		一般 1,500m ² 以内	準耐火構造、耐火構造の床・壁・特定防火設備	令112条3項(令112条2項)
異種用途区画	一部が法24条各号の一に該当する建築物	当該用途部分、相互間及びその他の部分との間を区画	耐火構造、準耐火構造、両面防火の壁・特定防火設備・防火設備	令112条12項
	一部が法27条1項、2項各号の一に該当する建築物		耐火構造の床・壁・特定防火設備	令112条13項
その他区画	十一階以上の部分	一般 100m ² 以内	耐火構造の床・壁・特定防火設備・防火設備	令112条5項
	壁・天井の仕上、下地とも準不燃材料以上	200m ² 以内	耐火構造の床・壁・特定防火設備	令112条6項
	壁・天井の仕上、下地とも準不燃材料以上	500m ² 以内	同上	令112条7項
	内装制限緩和区画	100m ² 以内(共同住宅の住戸200m ² 以内)	準耐火構造、耐火構造の床・壁・特定防火設備・防火設備	令129条1項
	排煙設備緩和区画	100m ² 以内(高さが31m以下の部分にある共同住宅の住戸は200m ² 以内)	同上	令126条の21項1号
	非常用の昇降機の設置を免除する区画	100m ² 以内	耐火構造の床・壁常閉式特定防火設備	令129条の13の2
	避難階段の設置を免除する区画	同上	耐火構造の床・壁特定防火設備	令122条1項
	避難階段の区画	——	耐火構造の壁特定防火設備・防火設備	令123条1項1号、6号
	特別避難階段の区画	——	同上	令123条3項2号、9号
	界壁	共同住宅 各戸	準耐火構造、耐火構造又は防火構造(小屋裏又は天井裏に達しめる)	令114条1項
防仕火切間壁	学校、病院、診療所、児童福祉施設等、ホテル、旅館、寄宿舎、マーケット	その用途に供する部分の防火上主要な間仕切壁	同上	令114条2項

工事監理報告書(バリアフリー関係)

一般基準

項目		月日	確認方法	結果	不具合箇所の処理状況	備考
廊下等 (政令第11条) (条例第14条)	① 表面は滑りにくい仕上げであるか ② 点状ブロック等の敷設（階段、傾斜路又はエスカレーターの上下端に近接する部分）※1 ③ 手すりを設けているか（条例第14条第二号に定める特別特定建築物に限る）					
	④ 手すりを設けているか（踊場を除く） ⑤ 表面は滑りにくい仕上げであるか ⑥ 段は識別しやすいものか ⑦ 段はつまずきにくいものか ⑧ 踊場への点状ブロック等の敷設（段部分の上端に近接する踊場の部分）※2 ⑨ 原則として主な階段を回り階段としていないか					
	⑩ 手すりを設けているか（勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除） ⑪ 表面は滑りにくい仕上げであるか ⑫ 前後の廊下等と識別しやすいものか ⑬ 踊場への点状ブロック等の敷設（傾斜部分の上下端に近接する踊場の部分）※3 ⑭ 兩側に側壁又は立ち上がり部を設けているか					
エスカレーター (条例第17条)	⑮ 踏み段の段は認識しやすいものか（階段状のエスカレーターに限る） ⑯ くし板と踏み段等は認識しやすいものか ⑰ 昇降口に音声により昇降・移動の方向等を通報する装置を設けているか					
	⑱ 表面は滑りにくい仕上げであるか ⑲ ベビーチェア及びベビーベッドを設け、その旨を表示しているか（条例第18条第2項に掲げる特別特定建築物のうち、1,000m ² 以上のものに限る）					
	⑳ 下記④及び⑤の便房を設ける便所 (1)便所の出入口付近には便所の男女別、配置等を点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音による案内）により視覚障害者に示す設備を設けているか※4 (2)洗面器又は手洗器の水栓は操作が容易な方式のものを設けているか（1以上）					
	㉑ 車いす使用者用便房を設けているか（1以上） (1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか (2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか (3)洗浄装置は、押しボタンその他操作が容易な方式のものを設けているか (4)衣服を掛けるための金具等を設けているか					
	㉒ 水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房を設けているか（1以上） (1)洗浄装置は、押しボタンその他操作が容易な方式のものを設けているか (2)衣服を掛けるための金具等を設けているか（1以上。ただし、10,000m ² 以上の場合は2以上） (3)長さ1.2m以上の介護ベッドを設け、その表示をしているか（10,000m ² 以上に限る） (4)水洗器具（オストメイト対応）は温水が利用できるものか（10,000m ² 以上に限る） (5)物を置くための棚等を設けているか（10,000m ² 以上に限る）					
	㉓ 小便器を設ける場合は、床置式の小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る）その他これらに類する小便器を設けているか（1以上） (1)小便器に手すりを設けているか（1以上）					

一般事項

【様式9】(2/4)

項目	月日	確認方法	結果	不具合箇所の処理状況	備考
ホテル又は旅館の客室 (政令第15条) (条例第19条)	① 客室の総数が50以上で、車いす使用者用客室を1以上設けているか ② 車いす使用者用客室の床の表面は滑りにくい仕上げであるか ③ 便所(同じ階に共用便所があれば免除) (1)便所内に車いす使用者用便房を設けているか (2)出入口の幅は80cm以上であるか(当該便房を設ける便所も同様) (3)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便房を設ける便所も同様) (4)洗浄装置は、押しボタンその他操作が容易な方式のものを設けているか ④ 浴室等(共用の浴室等があれば免除) (1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか (2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか (3)出入口の幅は80cm以上であるか (4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか				
敷地内の通路 (政令第16条) (条例第20条)	① 表面は滑りにくい仕上げであるか ② 段がある部分 (1)手すりを設けているか (2)識別しやすいものか (3)つまずきにくいものか ③ 傾斜路 (1)手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除) (2)前後の通路と識別しやすいものか (3)両側に側壁又は立ち上がり部を設けているか				
駐車場 (政令第17条)	① 車いす使用者用駐車施設を設けているか(1以上) (1)幅は350cm以上であるか (2)利用居室までの経路が短い位置に設けられているか				
浴室等 (条例第21条)	① 表面は滑りにくい仕上げであるか ② 車いす使用者用浴室等を設けているか(1以上) (1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか (2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか (3)出入口の幅は80cm以上であるか (4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか				
標識 (政令第19条)	① エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示を見やすい位置に設けているか ② 標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)				
案内設備 (政令第20条) (条例第23条)	① エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか(配置を容易に視認できる場合は除く) ② エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか ③ 案内所を設けているか(①、②の代替措置) (1)案内所は車いす使用者が利用できるものとしているか				

【様式9】(3/4)

移動等円滑化経路（利用居室、車いす使用者用便房・駐車施設に至る1以上の経路に係る基準）

項目	月日	確認方法	結果	不具合箇所の処理状況	備考
(政令第18条第2項第一号)	① 階段・段が設けられていないか（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は免除）				
出入口 (政令第18条第2項第2号)	① 幅は80cm以上であるか ② 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか				
廊下等 (政令第18条第2項第3号) (条例第22条第1項第1号)	① 幅は120cm以上であるか ② 区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか ③ 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか ④ 授乳及びおむつ交換のできる場所を設けているか（条例第22条第1項第1号に掲げる特別特定建築物のうち、5,000m ² 以上のものに限る）				
傾斜路 (政令第18条第2項第4号)	① 幅は120cm以上（階段に併設する場合は90cm以上）であるか ② 勾配は1／12以下（高さ16cm以下の場合は1／8以下）であるか ③ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか				
エレベーター及びその乗降口バー (政令第18条第2項第5号) (条例第22条第1項第2号)	① かごは必要階（利用居室又は車いす使用者用便房・駐車施設のある階、地上階）に停止する ② かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか ③ かご及び昇降路の出入口に利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止できる装置を設けているか ④ かご及び昇降路の出入口の戸にガラス等をはめ込むなど、かごの外部から内部を見ることができる設備を設けているか ⑤ かごの奥行きは135cm以上であるか ⑥ かご内に鏡を設けているか ⑦ かご内の左右両側に手すりを設けているか ⑧ かご内に設ける制御装置には、非常の場合に外部の対応を表示する聴覚障害者に配慮した装置を設けているか ⑨ 乗降口バーは水平で、150cm角以上であるか ⑩ かご内及び乗降口バーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか (1)かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものか (2)呼びボタン付のインターホンを設けているか（かご内の制御装置のうち、1以上） ⑪ かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか ⑫ 乗降口バーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか ⑬ 不特定多数の者が利用する2,000m ² 以上の建築物に設けるものの場合 (1)かごの幅は、140cm以上であるか (2)かごは車いすが転回できる形状か (3)車いす使用者が利用しやすい制御装置をかご内の左右両面に設けているか				

【様式9】(4/4)

移動等円滑化経路（利用居室、車いす使用者用便房・駐車施設に至る1以上の経路に係る基準）

項目	月日	確認方法	結果	不具合箇所の処理状況	
(エレベーター及びその乗降ロビーの続き)	⑯ 不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するものの場合 ※5 (1)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか (2)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音による案内）により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか (3)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか (4)制御装置の各ボタンは押しボタンとしているか (5)乗降ロビーに設ける制御装置の前の床面には、点状ブロックを敷設しているか				
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（政令第18条第2項第6号）	① エレベーターの場合 (1)段差解消機（平成12年建設省告示第1413号第1第七号のもの）であるか (2)かごの幅は70cm以上であるか (3)かごの奥行きは120cm以上であるか (4)かごの床面積は十分であるか（車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合） ② エスカレーターの場合 (1)車いす使用者用エスカレーター（平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの）であるか				
敷地内の通路（政令第18条第2項第7号）（条例第22条第1項第3号）	① 幅は120cm以上であるか ② 区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか ③ 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか ④ 通路を横断する排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスター等が落ちないものとしているか ⑤ 傾斜路 (1)幅は120cm以上（段に併設する場合は90cm以上）であるか (2)勾配は1／12以下（高さ16cm以下の場合は1／8以下）であるか (3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか（勾配1／20以下の場合は免除） ⑥ 上記①から⑤は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る				
（政令第18条第3項）					

視覚障害者移動等円滑化経路（道等から案内設備までの1以上の経路に係る基準）

案内設備までの経路（政令第21条）（条例第24条）	① 線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置（風除室で直進する場合は免除）※6 ② 車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ③ 段・傾斜がある部分の上下端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ※7 ④ 経路上に設ける段を回り段としていないか				
---------------------------	--	--	--	--	--

備考	1 月日欄には、項目の確認を実施した月日を記入する。 2 確認方法欄には、「立会目視」(A)、「立会採寸」(B)、「施工報告」(C)、「写真」(D)、「その他」(E)のいずれかの方法を記入する。 3 結果欄には、「適」「不適」を記入する。
----	---

バリアフリー関係の注意事項

※ 「政令」等の略語については、次のとおり。

- 「政令」は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法施行令
- 「条例」は、大阪府福祉のまちづくり条例
- 「規則」は、大阪府福祉のまちづくり条例施行規則
- 「告示」は、国土交通省告示

※1 告示(規則)で定める以下の場合を除く(告示第1497号・規則第3条)

- ・勾配が $1/20$ 以下の傾斜部分の上下端に近接する場合(エスカレーター除く)
- ・高さ16cm以下で勾配 $1/12$ 以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
(エスカレーター除く)
- ・自動車車庫に設ける場合

※2 告示(規則)で定める以下の場合を除く(告示第1497号・規則第4条)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・段部分と連続して手すりを設ける場合

※3 告示(規則)で定める以下の場合を除く(告示第1497号・規則第5条)

- ・勾配が $1/20$ 以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配 $1/12$ 以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

※4 規則で定める以下の場合を除く(規則第7条)

- ・自動車車庫に設ける場合

※5 告示で定める以下の場合を除く(告示第1494号)

- ・自動車車庫に設ける場合

※6 告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等、点状ブロック等や音声誘導装置で誘導する場合

※7 告示(規則)で定める以下の部分を除く(告示第1497号・規則第8条)

- ・勾配が $1/20$ 以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配 $1/12$ 以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

【様式10】

工事監理報告書(詳細報告)

月／日	天 气 最低気温	報 告 事 項	報 告 事 項 詳 紹	資料 No.	写真 No.

様式1から様式9に記載できない事項について記載して下さい。

各種資料チェックリスト

項目	チェック	備考
地盤調査報告書		
地盤改良施工報告書及び地盤改良品質検査結果報告書		
杭耐力試験報告書及び杭施工報告書		
骨材試験報告書		
コンクリート配合報告書		
フレッシュコンクリートのスランプ、空気量、単位容積質量、温度及び塩化物量試験報告書		
コンクリート圧縮強度試験報告書		
コンクリートコア圧縮強度試験報告書		
硬化したコンクリート塩化物量試験報告書		
コンクリート工事施工結果報告書		
コンクリート打込結果表		
鉄筋強度試験報告書		
PC鋼棒、PC鋼線及びPC鋼より線強度試験報告書		
鋼材強度試験報告書		
ボルト類強度試験報告書		
高力ボルト締め付け検査報告書		
溶接部非破壊試験報告書		
溶接部強度試験報告書		
圧接部強度試験報告書		
鉄骨工事施工状況報告書		
使用金物一覧表		
鋼材の品質証明書の写し		
鋼材の流通経路を示す書類		
工事写真		
工事写真(法7条の5適用)※		

※法第7条の5(建築物に関する検査の特例)の適用を受ける場合は、屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋の工事終了時における当該建築物に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真的提出が必要です。

使用建築材料表（使用材料に制限がある場合）

参考様式1

階	室名 (床面積m ²)	内装の 仕上げ 部分	種別	幅 [P]	モジュ ール [m]	高さ [m]	面積 [m ²]	係数	使用 面積 [m ²]	使用 面積 合計 (判定結果) [m ²]	写真・ 納品 伝票 番号
1階	LD (m ²)	フローリング									
		壁									
		天井									
		ドア									
	K (m ²)	フローリング									
		壁									
		天井									
		キッチン									
		ドア									
	洋室1 (m ²)	フローリング									
		壁									
		天井(杉板)									
		開戸									
		収納引戸									
	和室1 (m ²)	床(畳)									
		壁									
		天井									
		引違戸									
		床の間									
	1階 廊下・ホール (m ²)	フローリング									
		壁									
		天井									
		ドア									
		玄関収納									
	階段 (m ²)	壁									
		天井									
		踏み板									
		蹴込									
	2階 廊下 (m ²)	フローリング									
		壁									
		天井									
		ドア									
		玄関収納									
合 計 m ²											
2階	洋室2 (m ²)	フローリング									
		壁									
		天井									
		開戸									
		収納引戸									
	和室2 (m ²)	床									
		壁									
		天井									
		引違戸									
		床の間									

室名は例示であり実態の室名を記入し、欄の追加削除をすること。

[種別]欄：等級の種別を記入すること。（例：F☆☆☆☆・F☆☆☆・F☆☆・告示対象外 等）

内装仕上げ表

参考様式2

階	室名	床			壁			天井			開口部建具・収納・設備機器・その他					
		仕上	種別	番号	仕上	種別	番号	仕上	種別	番号	名称	種別	番号	名称	種別	番号
		下地	種別	番号	下地	種別	番号	下地	種別	番号						
1階	玄関															
	ホール・廊下															
	リビング															
	ダイニング															
	キッチン															
	洋室															
	和室															
	洗面・脱衣室															
	押入れ															
	物入															
	トイレ															
2階	階段															
	廊下															
	洋室															
	和室															
	洗面・脱衣室															
	押入れ															
	物入															
	トイレ															

室名は例示であり、実態の室名を記入すること。

[仕上]欄：内装仕上げの材料を記入すること。（例：フローリング・クロス 等）

[下地]欄：下地の材料を記入すること。（例：構造用合板・石こうボード 等）

[種別]欄：等級の種別を記入すること。（例：F☆☆☆☆・F☆☆☆・F☆☆・告示対象外 等）

[番号]欄：仕上、下地、種別ごとに番号を付して整理した写真、納品伝票、品質証明書等と同一の番号を記載すること。

[名称]欄：床、壁及び天井以外に制限を受ける部分の名称を記入すること。（例：システムキッチン・引違建具・洗面化粧台 等）

本様式は参考様式です。本様式を活用しない場合でも、写真、納品伝票、品質証明書等わかり易く整理し提出すること。

コンクリート工事施工（計画・結果）報告書

年 月 日

建築主事様

報告者	工事監理者	住 所	氏 名				
		会社名	() 級建築士 () 登録 第 号		電 話		
工事施工者	住 所	代表者					
	会社名	建設業の許可 () 第 号		電 話			
確 認	確認年月日	年 月 日	確認番号	第 号			
計画変更確認	確認年月日	年 月 日	確認番号	号			
建築工事名称							
建築場所							
建 築 主			住 所				
設 計 者	会社名		住 所				
	氏 名		電 話	電話			
			資 格	() 級建築士 () 登録 第 号			
建築物の概要	敷地面積	m ²	建築面積	m ²	延べ面積	m ²	
	階 数	地上 階	主要用途		構 造		
	地下 階						
工事監理実務者			会 社 名				
	研修登録番号 ()	所 属	電話				
工 事 施 工 管 理 実 務 者			会 社 名				
	研修登録番号 ()	所 属	電話				
下請会社	下 請 工 事 施 工 者			会 社 名	電話		
	下 請 工 事 施 工 実 務 者	研修登録番号 ()		会 社 名	電話		
圧送従事者	研修・検定機関 ()		会 社 名 び 所				
	研修登録番号 ()			電話			

※添付資料：ア.コンクリート打込（計画・結果）表
 イ.コンクリート配合報告書
 ウ.骨材試験報告書

コンクリート打込（計画・結果）表

【コンクリート製造会社・工場名】

⑩【コンクリートの劣化対策】

9)【 考 察 】

計画調査 NO.		○塩化物量の予測 ()0.30kg/m ³ 以下、()0.30kg/m ³ を超え0.60kg/m ³ 以下、()0.60kg/m ³ を超える	○圧縮強度試験結果について	○塩化物量測定結果について
計画調査 NO.		○塩害の要因(■ 有・□ 無) ()海砂、()混和剤、()練り混ぜ水、()その他()		
計画調査 NO.		○塩害対策(□ 有・■ 無) ()調合(w/c %、スランプ cm)、()防せい剤() ()床下端の鉄筋かぶり厚さ (cm)、()その他()	○アルカリ骨材反応対策について	○その他(骨材の品質、不具合の処置等)
計画調査 NO.		○アルカリ骨材反応対策(■ 有・□ 無) ()無害骨材の使用、()低アルカリ形セメントの使用() ()アルカリ総量(kg/m ³ 以下)、()混合セメントの使用		

- 1) コンクリート工事施工計画報告書はコンクリート工事着手前までに、コンクリート工事施工結果報告書は中間検査申請時又は、完了検査申請時に必ず提出すること。
 - 2) 記載内容に変更が生じた場合は、コンクリート工事施工結果報告書により報告すること。
 - 3) コンクリート工事施工計画報告書の提出時に、計画調合番号を明記したコンクリート配合報告書を提示すること。
 - 4) 工事開始前並びに工事期間中（1回／月）、「登録試験所」で行った骨材試験報告書（絶乾密度及び吸水率の測定、粒度の測定）を各提出時に提示すること。
 - 5) 工事期間中に行った塩化物量測定は、（財）国土開発技術研究センターの技術評価を受けた塩化物測定器具により測定し、この欄には最大値を記入すること。
 - 6) 工事期間中に「登録試験所」で行った圧縮強度試験（S56 建告第1102号）の試験報告書の原本を各検査時に提示し、この欄には最小値を記入すること。

- 7) 各種試験は「登録試験所」で実施すること。
 - 8) コンクリート工事施工計画報告時は計画欄（上段）に、コンクリート工事施工結果報告時は結果欄（下段）に記入すること。
 - 9) コンクリートの劣化対策はコンクリート工事施工計画報告時に、考察はコンクリート工事施工結果報告時にそれぞれ記入すること。
 - 0) 計画欄、結果欄  内は、未記入とする。

鉄骨工事施工状況報告書

年月日

建築主様

建築基準法及び関係法令に適合するように施工されたことを確認しましたので下記のとおり報告します。

建築主住所

氏名

工事監理者 事務所名

() 級建築士事務所

() 登録

号

TEL

住 所

資 格 () 級建築士 (大臣・知事) 登録

号

氏名

工事施工者 住 所

TEL

施工者名

建築物 ・ 鉄骨工事概要	工事名称			建築確認	年 月 日 号													
	建築場所																	
	主要用途			建築面積			延べ床面積											
	階 数	地上	地下	軒の高さ			最大スパン											
	構造種別	造 ()		架構形式	ラーメン	ブリース ()												
	確認済証と設計図書の照合		訂正箇所 (有・無)		設計図書の訂正 (確認済・未確認)													
	建築確認後の変更事項																	
	主要部材の使用部位及び鋼種	部位	鋼材種別	重量	高力ボルトの種類	JIS型 (F T,) 径 (M)												
						トクシ型 (S T,) 径 (M)												
				高力ボルトの接合	接合方法	摩擦面の処理方法												
				摩擦、引張	1. 母材 : 2. スラブライス PL :													
溶接継目の部位、鋼材の種類及び品質条件	溶接継目の部位、鋼材の種類及び品質条件	使用部位	鋼種	溶接棒	作業場所	姿勢	検査方法	特記事項										
				(工場・現場)														
				(工場・現場)														
				(工場・現場)														
				(工場・現場)														
				(工場・現場)														
	その他			(工場・現場)														
				(工場・現場)														
				(工場・現場)														
				(工場・現場)														
工事関係者 住所・ 氏名	設計者	事務所名 () 級建築士事務所 () 登録 号 TEL 住所 資格・氏名 () 級建築士 (大臣・知事) 登録 号																
	構造設計者	事務所名 () 級建築士事務所 () 登録 号 TEL 住所 資格・氏名 () 級建築士 (大臣・知事) 登録 号																
	検査機関 (検査員)	機関名 代表者氏名 住所 検査員氏名 資格 TEL																
	鉄骨加工工場	工場名 代表者氏名 住所 TEL																
	溶接管理責任者	所 属		氏名		資格												
	溶接検査責任者	所 属		氏名		資格												
	7. 鋼材強度試験報告書 8. 溶接部の強度試験報告書 9. 写真 (開先形状 建て方 溶接部の外観及び非破壊検査 柱・梁・筋かい・柱脚の寸法及び形状) 10. () 11. () 12. ()																	
	1. ボルト類強度試験報告書 2. 高力ボルト締め付け検査報告書 3. 鋼材の流通経路を示す書類																	

添付
図書

鉄骨加工工場及び工事現場における試験・検査等の結果						
工場 製作 における 検査等の 実施状況	検査等の項目	実施した試験・検査等の方法 (実施した項目の記号に○印)		検査等の実施状況の可否を記入		
		工事施工者	工事監理者	検査機関		
	鉄骨加工工場の決定	a 書類検査	b 工場実地検査	可 不可	可 不可	_____
	要領書、工作図の審査	a 設計図書との照合	b 図書審査承認	可 不可	可 不可	_____
	溶接方法の承認	a 要領書審査	b 承認試験	可 不可	可 不可	_____
	溶接工の承認	a 資格証の確認	b 技量確認試験	可 不可	可 不可	_____
	使用鋼材等の品質確認	a ミシートの承認	b 立ち合い検査	可 不可	可 不可	_____
	使用材料、製品の検査 (HTB・スタッドボルト等)	a ミシートの承認	b 材料試験	可 不可	可 不可	_____
	c 立ち合い検査 d ()					
	現寸検査等	a 立ち合い検査		可 不可	可 不可	_____
	切断後の鋼材材質確認	a 立ち合い検査	b 確認試験	可 不可	可 不可	_____
	組立検査	a 開先形状	b ルート間隔 c 目違い	可 不可	可 不可	_____
	d 裏当て、エンドタブ e 仮付け溶接					
	製品の社内検査実施状況の確認	a 製品の社内検査報告書確認		可 不可	可 不可	_____
	b () c ()					
	鉄骨製品の受入検査	a 溶接部外観検査 (溶接部の精度、表面欠陥)		可 不可	可 不可	可 不可
	b 非破壊検査 (超音波探傷試験、浸透検査探傷試験)					
	その他 ()					
	c 補正措置	d 部材表面検査	e 寸法検査			
	f 取合部検査 g () h ()					
	RC 部との接合 (柱脚等)	a 設計図書との照合		可 不可	可 不可	_____
	アンカーボルトの埋込等	a 設計図書との照合		可 不可	可 不可	_____
	建て方、建て方精度	a 建て方精度	b 建て入れ直し	可 不可	可 不可	_____
	c 倒壊防止措置	d 仮締めボルト				
	トルク型 HTB 受入検査	a 検査成績書	b 現場軸力導入確認試験	可 不可	可 不可	_____
	摩擦接合面の確認	a 目視	b ()	可 不可	可 不可	_____
	食い違ひ、肌つき検査	a 目視	b ()	可 不可	可 不可	_____
	高力ボルト本締め検査	a 目視	b ()	可 不可	可 不可	_____
	共廻り、締め忘れ検査	a 目視	b ()	可 不可	可 不可	_____
	要領書、工作図の承認	a 設計図書との照合		可 不可	可 不可	_____
	溶接方法の承認	a 要領書	b 承認試験	可 不可	可 不可	_____
	溶接工の承認	a 資格証	b 技量確認試験	可 不可	可 不可	_____
	溶接作業条件の承認	a 要領書		可 不可	可 不可	_____
	開先形状、ルート間隔、目違い、隙間	a 目視	b 溶接ケージ	可 不可	可 不可	_____
	c () d ()					
	仮付け溶接、裏当て、エンドタブ	a 目視	b 溶接ケージ	可 不可	可 不可	_____
	c () d ()					
	溶接部の検査	a 外観検査		可 不可	可 不可	可 不可
	b 非破壊検査 (超音波探傷試験、浸透検査探傷試験)					
	その他 ()					
所見	工場製作について	現場製作について (内部欠陥検査の方法及び検査率は必ず記入)				

(注) 検査等を実施した時に不合格部分が存在した場合は、不可とし再検査年月日及び可否を記入する。

鉄骨工事施工状況報告書は、鉄骨造建築物等の適正な品質の確保をはかるために建築基準法第12条第5項に基づき、当該建築物の鉄骨建方完了時点において建築主等の鉄骨工事の施工状況報告を求めるものです。この報告書の記入に当たっては、下記の「記入について」を読んで記入して下さい。（参考 JASS6）

「記入について」

報告者及び作成者………報告者は、当該建築物の建築主及び建築主から依頼された工事監理者とし、作成者は、当該建築物の工事監理者として下さい。また、構造設計者と十分打合せを行って下さい。
(必要に応じて、工事施工者の協力を得て作成しても差し支えありません。)

工事名称及び建築場所………当該工事の現場名称と敷地の地名地番を記入して下さい。

建築確認………確認済証に記載されている確認年月日及び確認番号を記入して下さい。

建築面積、階数等………確認済証に記載されているとおり記入して下さい。(変更のあった場合は、変更後のものを記入して下さい。)

構造種別及び架構形式………該当する項目に○印をつけて下さい。該当する項目のない場合は、()へ記入して下さい。〔例えは(鋼管コンクリート造)と記入する。〕

建築確認後の変更事項………建築確認後に変更があった場合には変更届の提出年月日及び変更内容を記入して下さい。

高力ボルトの種類………使用した高力ボルトの種類及び径を記入して下さい。(トルシア型高力ボルトは、国土交通大臣の認定品を使用して下さい。)

高力ボルトの接合………該当する接合方法に○印をつけて下さい。

摩擦面の処理方法………母材及びスプライスプレートの摩擦接合面の処理方法を記入して下さい。

設計者………当該建築物の設計者の所属事務所名、住所及び資格、氏名を記入して下さい。

構造設計者………該建築物の構造設計者の所属事務所名、住所及び資格、氏名を記入して下さい。

検査機関(検査員)………当該建築物の溶接部の非破壊検査を実施した検査機関の名称、代表者名、住所及び検査員の氏名、資格を記入して下さい。

鉄骨加工工場………当該建築物の鉄骨加工を行った工場名称、代表者名、住所。

溶接管理責任者及び………責任者の所属、氏名、資格を記入して下さい。

溶接検査責任者

添付書類………建築主事又は指定確認検査機関より報告を求められた項目に○印をつけ、同時に資料を提出して下さい。

鉄骨加工工場及び工事………鉄骨加工工場及び工事現場における試験・検査等の項目に○印をつけ、検査等の結果に現場における試験・検査等の結果については、工事監理者、工事施工者、検査機関のそれぞれが該当するものに○印をつけて下さい。(必要に応じて、構造設計者の協力を得て実施して下さい。)

《工場製作における検査等の実施状況》

鉄骨加工工場の決定………鉄骨加工工場の選定は、当該鉄骨工事の規模、形状、構造種別、架構形式、鋼材の材質、板厚等に対して十分な技術と設備を持ち、有効な品質管理体制を備えていることを調査、確認して下さい。

要領書の審査………要領書は、①使用材料の材質、保管、試験等 ②工作図の作成要領 ③使用材料の加工及び組立(開先加工要領・組立要領) ④溶接工作工程の管理方法(組立溶接(仮付け溶接)・溶接材料の種類及び管理・溶接機の種類・溶接電流・アーク電圧・溶接速度・溶接姿勢・予熱温度・施工時の天候及び気温・溶接順序等) ⑤社内検査の方法 ⑥錆止め塗装 ⑦輸送等について確認して下さい。

工作図の審査………工作図は、①鉄骨部材の詳細な形状、寸法、材質 ②溶接及び高力ボルト接合部の形状、寸法、材質 ③貫通孔の位置、径等 ④仮設金物等について確認して下さい。

溶接方法の承認………使用鋼材等に対して適切な溶接方法、溶接材料となっていることを確認して下さい。また、サブマージ・エレクトロニクスラグ溶接の場合は、承認試験をして下さい。

溶接工の承認………当該鉄骨工事の溶接施工内容に応じた有資格者であることを確認して下さい。技量試験は、高張力鋼を使用する工事等で、高い品質を求める場合に行って下さい。

使用鋼材等の品質確認………使用材料は、JIS規格品とし、規格証明書と照合して下さい。(流通経路は、把握していく下さい。) 規格証明書との照合ができない場合は材料試験が必要です。

現寸検査等………工作図に製作上必要な情報が十分盛り込まれている場合は、床書き現寸図を省略してもよいので定規、型板について行って下さい。

切断後の鋼材材質確認………識別マーク等(日本鋼構造協会「構造用鋼材の識別表示標準」)で確認できない場合は、化学分析・機械試験を行い、その結果とミルシートを比較して判別して下さい。

組立検査………開先角度、ルート間隔、ルート面、開先部の清掃状況、エンドタブの種類及び取付状態、水平スチフナーの目違い、裏当て金取付状態、ボルト孔の孔径・ピッチ、組立溶接(仮付け溶接)の状態、溶接熱によるひずみ対策等を確認して下さい。

製品の社内検査実施………鉄骨加工工場の自主検査が、どのように行われたか、また、欠陥部の処置はどのように行われたか等を確認して下さい。

鉄骨製品の受入検査………溶接部外観検査は、余盛高さ、ビードの精度、アンダカット、オーバラップ、仕口のずれ等を確認して下さい。超音波探傷検査は、信頼のおける検査会社の選定及び検査技術の資格に留意して下さい。

部材厚の関係で超音波探傷検査が不可能な場合は、浸透探傷検査・その他の検査で確認して下さい。

《現場製作における検査等の実施状況》

アンカーボルトの埋込等………アンカーボルトの据え付け精度は、建て方精度に直接影響を及ぼすのでアンカーボルトの位置、埋込み長等に留意して下さい。(ボルト位置は、±3mm以下とする。)

建て方、建て方精度………建て方は、与えられた立地条件等から適切な建て方順序と揚重機種を組み合わせて行い、建て方精度、日本建築学会「鉄骨精度測定指針」等を参考にして下さい。

建て入れ直しは、できるだけ建て方の進行とともに小区画に区切って行って下さい。鉄骨工事中の鉄骨骨組は、荷重(固定荷重等)及び外力(風圧力等)に対して、十分な安全性を確認して下さい。(仮締めボルトは、2本以上かつ1/3以上とする。)

トルシア型高力ボルト………納品された高力ボルトとメーカーの社内検査成績書を照合して下さい。また、必要に応じて現場軸力導入確認試験等により品質の確認を行う。

摩擦接合面の確認………自然発錆の赤さび面を確認して下さい。また、ショットブラスト、グリットブラストによる処理をしたもので表面のあらさが50S以上ものでもよい。

食い違い・肌すき検査………ボルト孔の食い違いで、リーマ掛けによる修正ができるのは2mm以下として下さい。接合部で1mmを超える肌すきがある場合は、両面摩擦処理をしたフィラープレートを入れて下さい。

高カボルト本締め検査………高力六角ボルトは、一次締め付け後に付けたマーキングのずれによって確認して下さい。トルシア型は、ピンテールの破断によって確認して下さい。

共廻り・締め忘れ検査………一次締め付け後に付けたマーキングのずれによって共廻り等の確認をして下さい。締め忘れボルトは、異常のないことを確認のうえ締め付けて下さい。

要領書・工作図の承認………工場製作の要領書、工作図の審査と同様に行って下さい。

溶接方法の承認………工場溶接の場合と同様の確認をして下さい。

溶接工の承認………屋外作業のため作業環境や作業条件がよくないので、実際の作業に要求される資格以上の資格を有することが望ましい。また、現場特有の作業やはじめて従事する溶接工については、技量確認試験によって承認して下さい。

溶接作業条件の確認………天候、風速、気温、湿度(気温が0°C以下の場合は、溶接を行わない。また、ガスシールドアーク半自動溶接の場合、風速2m/s以上ある場合は、溶接を行わない。ただし、適切な方法により対策を講じたものは、この限りではありません。)の管理を十分に行い、それに対応した防風処置、予熱処理等をして下さい。

開先形状等………組立検査と同様に行って下さい。

溶接部の検査………鉄骨製品の受け入れ検査と同様に行って下さい。

所見………検査結果が、不合格であった場合の処置等を記入して下さい。